

ワーキングホリデー — 帰国

PVTKit

pvtkit.com

Là où tu vas, tout va

みんなが忘れがちなパート：帰るのにも準備がいる・15件の手続き、順番どおりに

-
- ☐ **帰国時に税関申告書 C-5360 で別送品を申告する**
空港にて、2部提出・入国後の申告は不可・別送品が6か月以内に到着した場合のみ免税対象
-
- ☐ **現金および支払手段の合計が100万円を超える場合、到着時に税関カウンターで申告する**
税関カウンターで約10分・現金、小切手、トラベラーズチェック、有価証券の合計が100万円相当(外貨換算含む)を超える場合のみ対象・入国時に税関へ申告する・金地金・金製品は金額にかかわらず申告書の「あり」欄にチェックが必要
-
- ☐ **海外で購入した物品を申告し、20万円の免税枠を超える分について関税を納める**
同じ税関カウンターで約10分・関税は海外での総額のうち20万円を超える部分にのみ課される・1点あたり1万円以下の品物はその合計額に含まれない・別枠の制限として、酒類3本(各約760ml)、たばこ200本、香水2オンス — 20歳未満は酒類・たばこの免税枠は適用されない
-
- ☐ **市区町村役場で転入届を提出する**
~1h (市区町村役場)・転入日から14日以内・パスポート (帰国日が確認できるもの) を持参; 役場によっては戸籍書類も必要
-
- ☐ **同じ来庁時に kokuho (国民健康保険) に再加入する**
同じ市区町村役場の窓口で約30分・転入から14日以内に手続きすること・保険料は転入した月まで遡って計算されるが、届け出る前に受けた医療は緊急やむを得ない事情と役所が認めない限り全額自己負担となる
-
- ☐ **第1号被保険者として国民年金に再加入する**
~15分 (市区町村役場)・帰国した20~59歳の住民は加入が義務
-
- ☐ **転入届の後に My Number カードを再有効化または再申請する**
~30分・My Number 番号は変わらない・2024年5月以降に継続申請していない場合、海外転出時にカードが失効している可能性あり
-
- ☐ **海外滞在中に失効した日本の運転免許証を再取得する**
~半日 (免許センターにて)・失効から6か月未満は試験免除、海外滞在の場合は帰国1か月以内に申請すれば失効から3年未満も免除・本人申請が必要
-
- ☐ **Hello Work にオンラインまたは窓口で求職登録する**
オンラインで約30分・マイページ作成から14日以内に求職者情報を入力すること・雇用保険の基本手当は帰国日ではなく、日本を離れた日(離職日)から1年で受給期限が切れる・紹介を受けるにはハローワークの窓口に行く必要がある
-
- ☐ **渡航先の国で最終所得税申告を行う**
1~2h (オンライン)・出国者・早期申告に関する渡航先税務当局のルールを確認する
-
- ☐ **渡航先の退職年金・積立金を還付請求する (例: オーストラリアの DASP)**
~30分 (オンライン)・DASP は WHV ホルダーへの課税率 65%・未請求の積立金は6か月後に ATO に移管される
-
- ☐ **帰国した年の日本の確定申告で帰国後の所得を申告する**
1~2時間・帰国日から再び居住者となるため、それ以降に得た所得はすべて日本で課税対象となる・翌年2月16日~3月15日の間に申告する
-
- ☐ **日本の居住者だった期間に滞在先国で所得税を納めていた場合、外国税額控除を申請する**
約30分・同じ申告書に外国税額控除に関する明細書を添付し、3月15日までに提出する・対象は、その海外税が課された期間中に日本の税務居住者であった場合のみ・滞在先当局の納税証明を保管しておくこと
-



最終的な入金が完了したら渡航先の銀行口座を解約する

所要時間は状況による・税金還付や退職積立金の振込を確認してから残高を送金し、口座を閉鎖する



ビザ書類と海外勤務の証明書類をアーカイブする

~1h・ビザ許可証、給与明細、雇用証明書、税務記録を今後のビザ申請や就職活動に備えて保管する

メール登録は不要、「プレミアム」版もなし。 完全版 — チェックできて、オフラインで、あなたの言語で、渡航先に合わせた形 — は無料のPVTKitアプリの中に。QRをスキャンするか、pvtkit.comへ。
データ確認日：2026年5月29日 — アプリの更新のたびに再生成。

